

序章

都市計画マスタープランの策定にあたって

序-1 プランの目的

市町村は、都市計画法第18条の2の規定により、都市計画に関する基本的な方針を定めるものとされています。

本都市計画マスタープランは、上位計画である「第8次野木町総合計画「キラリのぎプラン」」や「国土利用計画野木町計画」との整合を図りつつ、野木町の進めるまちづくりの将来像を明らかにし、今後の都市計画の指針となることを目的とします。

序-2 対象とする区域

野木町は町域（30.26 km²）がすべて都市計画区域に属していることから、町全域を対象区域とします。

序-3 目標とする年次

長期的なまちづくりの指針となるプランであるため、平成47年を目標年とします。

なお、上位計画の見直しや社会経済情勢の変化などを参考にしながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

序-4 プランの役割と構成

（1）プランの役割

本都市計画マスタープランでは、どのようなまちづくりをどのような方針のもとに実現化していくのかを示すことが重要となります。

このため町民参加のもとに町の将来像を描き、まちづくりの合意形成のプロセスを大切にしつつ、具体的な都市計画を進めていくことを明確にすることとします。

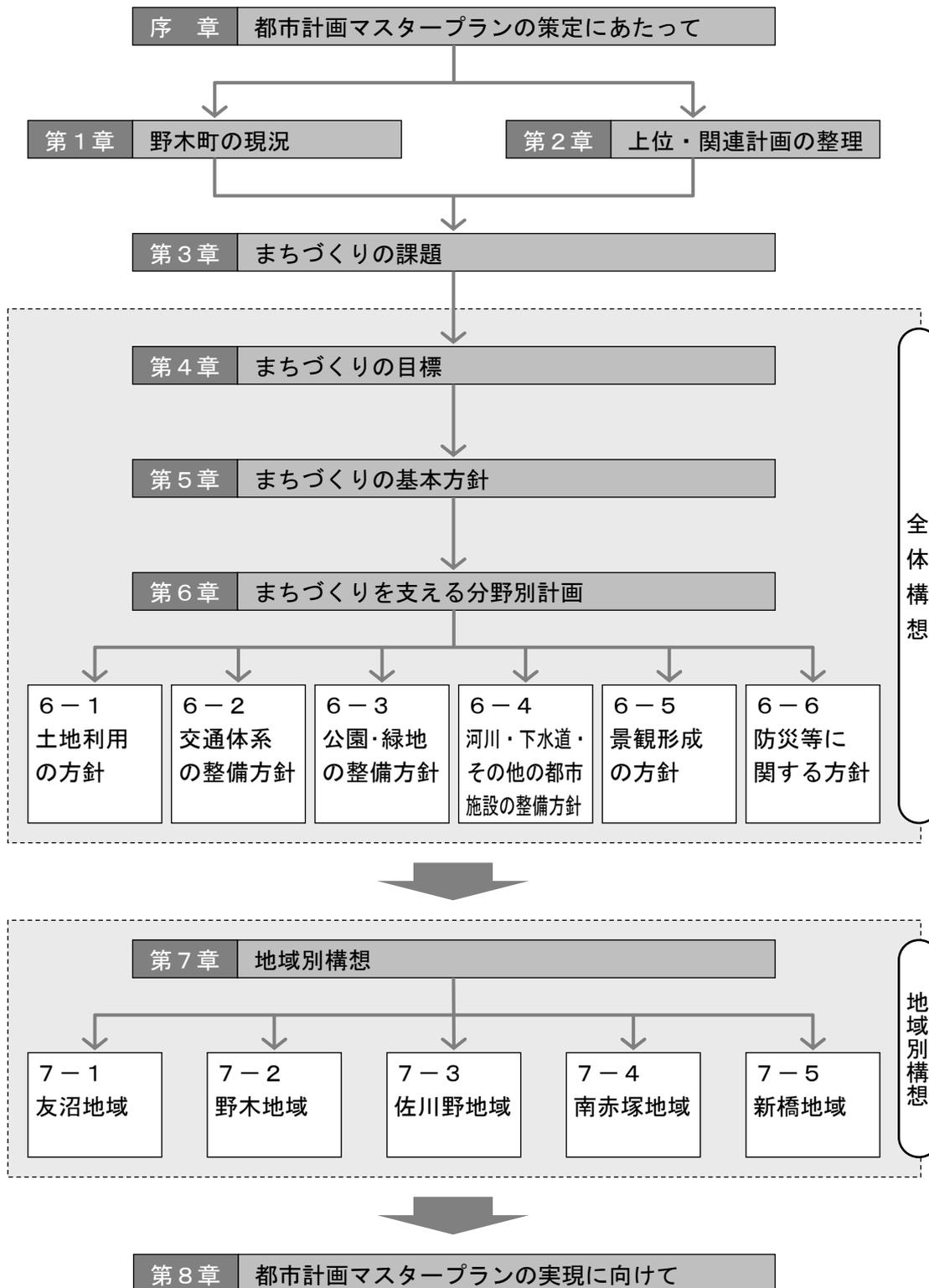
このような考え方を参考にして本プランが担っていく役割を次の3点とします。

《 都市計画マスタープラン3つの役割 》

- 1 分かりやすいまちづくりの将来像を示すこと。
- 2 まちづくりの核となる主な都市施設や都市機能の配置方針を確認すること。
- 3 実行性のあるまちづくりの整備・開発・保全を進めること。

(2) プランの構成

本都市計画マスタープランの構成は、次のとおりです。



序-5 プラン策定の方法

本都市計画マスタープランは平成28年度、平成29年度の2ヶ年に渡って見直し作業を行い、策定しました。

■ 都市計画マスタープランの策定の流れ

策定までの流れは次のとおりです。

